

NTT東日本・西日本の接続約款変更の認可申請に
対する意見及びそれに対する考え方（案）

意見	再意見	考え方
<p data-bbox="125 387 875 459">意見1 番号数ではなく、顧客数で費用を按分すべき。</p> <p data-bbox="125 499 891 715">このT D I Sを利用して番号案内サービスを提供する第二種事業者にとって、申請された利用料金では、現実の番号案内業務の実施上、非常な不公平があり、案内事業者の擁する顧客数の多寡によって1案内回数当たりの案内情報取得コストに著しい格差が生じ、顧客数の少ない第二種事業者の事業継続が危機に瀕する状況に追い込まれるおそれがある。</p> <p data-bbox="125 719 891 1042">申請された利用料金は電話番号1件当りの処理単価をベースとしていて、一見公平に見えるものであるが、現実の番号案内業務の実施上は非常な不公平が存在する。すなわち、案内事業者の擁する顧客数の多寡により、1案内回数当たりの案内情報取得コストに著しい格差が生じて、顧客数の少ない事業者に過剰で不公正な情報原価の負担を強いることから、公正競争の前提条件が成立しない。このため、支配的なシェアを持つNTT以外の第二種事業者の収支が益々圧迫されて、シェア低落の悪循環に陥ることは明白である。</p> <p data-bbox="125 1046 891 1153">3.1項に後述するJMS要求のような、接続料負担適正化の方策を早急に検討・実施されることを強く要求する。 (JMS)</p> <p data-bbox="125 1193 891 1441">本申請では、T D I Sシステム開発費用と維持管理費用を、通過すると想定されるアクセスのトラフィック量、すなわち登録及び利用機能において処理する番号情報の件数で負担している。しかし、本申請は圧倒的に多くのシェア有するNTTでは繰り返しの使用回数が多く結果的に案内回数当たりの単価が安くなり、NTTに有利な負担の考え方で事業者間の公正競争条件が担保されていない。</p> <p data-bbox="125 1445 891 1479">このため、下記の弊社提案について早急に検討し、採択され</p>	<p data-bbox="965 387 1715 459">再意見1 1番号あたりの料金設定は公平。クライアント数による設定は困難かつ不合理。</p> <p data-bbox="954 499 1760 715">T D I S料金の算定については、登録・利用ともに電話番号1番号当たりのコストに着目した料金設定としており、コストベースの料金額として合理性があるものと考えております。また、1番号当たりの料金設定は全事業者等に等しく共通のものであることから、公平性の観点からも問題はないものと考えております。</p> <p data-bbox="954 719 1760 1007">また、クライアント数による料金設定方法については、各事業者等が保有するクライアント等は弊社と直接の契約関係にはなく正確な把握が困難であること及びそのように機能を使用することにより得られる効用をもとに料金を算定する方法は、接続料規則により定められた料金設定の原則に照らして考慮した場合、指定電気通信設備管理運営費の発生を考慮しているとは考えにくく、合理的であるとは言えないことから、接続料金算定の考え方として適切ではないものと考えます。</p> <p data-bbox="954 1011 1059 1042"><参考></p> <p data-bbox="954 1046 1597 1077">接続料規則 第十四条（接続料設定の原則） 3項</p> <p data-bbox="954 1082 1760 1225">「接続料の体系は、当該接続料に係る指定電気通信設備管理運営費の発生を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信時間又は距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。」</p> <p data-bbox="954 1230 1162 1260">(NTT西日本)</p>	<p data-bbox="1783 387 1888 418">考え方1</p> <p data-bbox="1783 499 2150 603">受益の度合いに応じ、番号数で費用が按分されていることは特に不公平ではない。</p>

ることを要求する。

JMSの提案要求：

利用料金の設定に当たっては、利用事業者が番号情報を提供する顧客数(例えば、番号案内サービスに接続可能な加入者及び電話帳配布対象加入者などのクライアント数、あるいはこれとほぼ同様の根拠となり得る前年度の番号案内呼数及び電話帳発行部数など利用事業者が提供するサービスの利用数)に比例する計算方法で算出されるように要求する。このクライアント数による設定は、ソフトウェア、データベースの業界では一般的に行われている方法で、公正競争条件を満たすと考える。

NTTは番号案内サービス市場において、売上高、利用者数、トラフィックで圧倒的な市場支配力を有している。すなわち、番号案内のユーザ数は、NTTが17,357万加入、弊社JMSが1,300万加入で、93%もの市場シェアをNTTが独占している。JMSは僅かに7%にすぎない。(郵政省発表12年度速報値より)

さらに、JMSユーザは全て携帯電話ユーザなので番号案内利用率は固定電話に比べて数分の1と低く、上記のクライアント数比例による設定は不利ではあるが、より合理的な費用分担を実現する上で当面適切であると考え。

弊社の業務は、NTTが保有する番号情報DBに依存せざるを得ないボトルネック性を有していて、TDISは番号案内事業者の事業遂行上利用せざるを得ない不可欠な情報源である。番号情報の再販売を受ける顧客母体の規模を無視した、不公平な取り扱いなどの競争阻害的な行為を行わないことを担保し、その透明性を確保することが絶対に必要である。

したがって、このNTT独占状況の下でTDISがスタートするに当たって、市場シェアを加味した利用事業者向けの料金(申請の7%以下の低料金)の設定を提案し要求する。

(JMS)

意見2 更新の費用は登録事業者のみが負担すべき。

再意見2 更新のコストはシステム維持運用管理に不可欠なコストであり、登録・利用の双方より回収する考え。

考え方2

また本来、NTT加入者が支払う基本料によって賄われる筈の加入者情報管理のコスト、あるいは登録事業者たる通信事業者が当然負担すべき加入者異動関連業務のコストを、TDISの利用事業者が負担することは不合理で、理解に苦しむ。例えば、本申請の原価では、NTTが日常実施している筈の加入者異動時の更新の費用が、当然登録事業者の負担の筈、しかもTDISへ登録する以前に既に行われている筈であるにも拘らず、TDISの利用機能として利用料金に算入されている。このような見地から、本申請における事業者区分及び機能区分の各要素に対する原価の配分を見直し、その結果に基づき公平・適正な接続料を設定することを強く要求する。
(JMS)

前記のとおり、更新機能に係わる費用は全て登録事業者の登録料金、または登録以前の通信事業者本来の業務費用として見直し、利用料金を減額することを要求する。
地域通信事業者の加入者情報管理においては、加入者の異動に係わる情報処理は日常の地域通信事業遂行に必須の業務であり、TDISでは単にその処理結果だけを受取るだけで更新処理が完結する筈である。したがって、更新機能をTDISの異動利用料金として、加入者の異動業務に何の関係をも有しない利用事業者に負担させること、ひいては利用事業者の顧客たるエンドユーザの案内サービス料金に負担を及ぼすことは適当でない。
(JMS)

意見3 数値に関する説明をお願いします。

今回申請の網使用料算定根拠の資料では、内容が希薄で算定の根拠が明確に示されていない。算定の根拠を公開し、その公正性・透明性を確保し、低廉化が図られるべきである。その結果として、一般エンド利用者に対してより低廉な料金でのサービスが提供でき、また将来においては公開可能な加入者情報を活用した多種多様な情報提供サービスの展開が可能となると考

TDISのコストとして含まれる更新コストについては、通常の加入者情報管理における更新コストとは異なり、番号情報を提供するために特化したシステムであるTDISにおけるデータ更新コストとなっております。当該コストについては、TDISシステム維持運用管理に不可欠なコストとして、登録・利用の双方にコストを配賦・回収する考えです。
なお、弊社加入者情報管理システムにおける更新コストについてTDISの利用料金に含めている事実はありません。
(NTT西日本)

再意見3 (説明)

今回申請のTDIS網使用料については、接続料規則における将来原価の算定の考えに基づいて算定を実施しており、算定根拠資料には今後5年間の年経費と予測需要数(登録数・利用数)を記載しております。
算定根拠についてご説明すると以下の通りです。
〔原 価〕

更新の費用についてはデータベースの維持に関する費用として番号登録・利用双方の事業者で負担することとされており、これ自体は特に不合理ではない。

考え方3

再意見において所要の説明がなされている。

える。

具体的には、通信事業者として本来必要な加入者情報管理の基本的機能に対する、新たな追加機能部分を明確にした上で、その増分機能の実現に要する資本費用及び設備管理費用等を明示し、その公平適正な分担を再検討されることを要求する。また、システム関連コスト、センター関連コスト及び需要数における個別登録、一括利用、異動利用の数値算出の根拠（異動率、想定事業者数など）の説明を明確に願います。

（JMS）

システム関連コスト

ソフトウェア・ハードウェアを含むT D I Sのサーバ本体を中心としたT D I Sシステム関連部の設備管理運営費相当額（これをソフトウェアの機能毎に分計して記載）

センタ関連コスト

T D I Sデータのエラー補正や登録・抽出の受付業務等を行う事務センタの人件費・物件費等の支出額

〔需要〕

個別登録

弊社におけるこれまでの番号案内・電話帳掲載実績に基づき算定。

一括利用

T D I S導入当初の登録データの一括購入、及び電話帳発行用途のような特定時点におけるデータの一括購入を想定。

異動利用

個別登録需要をもとに番号案内用途のような絶えずデータの現行化が必要とされる場合のデータ購入を想定。

異動率

弊社におけるこれまでの番号案内・電話帳掲載における実績に基づき算定。

なお、具体的な需要数については、これまでの番号案内及び電話帳掲載に係る実績を勘案して算定しております。

（NTT西日本）

意見4 経費が必要以上にかからないことを求める。

T D I Sシステムとしては、情報収集/分配機能のみをもたせたものであって、システム内で情報の加工は最小限に止める方針を貫いて頂きたい。情報は透過を原則とし、シンプルなシステムとして、運用経費が必要以上にかからないシステム構築と運営を要求する

（JMS）

利用事業者が全番号情報データを入手するために最初の1年間に支払わなければならない、番号情報DB利用料金は

再意見4 費用低廉化には当然努める。

T D I Sに係る費用は、T D I S登録事業者及びT D I S利用事業者と同一条件で、弊社も負担することになります。従って、弊社が当該費用を低廉なものとするよう努めることは当然であり、その方向で検討し、実現しております。

（NTT西日本）

そもそも、公正競争の観点から他事業者に対して原始データたる番号情報の提供を目的としたT D I Sと、番号案内をすること

考え方4

費用低減の観点から、一層の経営効率化努力が行われる必要がある。

一括利用 = 一括データ件数 (千件) × 料金額 (円 / 番号)
= 39,869 × 4.29 = 171,038千円

異動利用 = 異動件数 (一括データの40%と想定) × 料金額
(円 / 番号)

= 39,869 × 40% × 7.66 = 91,619千円
で + の合計は 262,657千円となる。

実際はこの2億6千万円強にさらにデータ受信のための通信料が必要となる。

この金額は、事業者が提供されるDBを使用して事業としてやっていけるような金額とは遥かに高い金額である。もっと低廉な料金設定とするべきである。

さらに具体的な数字で比較すると、今回の番号情報の単価が7.66円 / 番号1件当たりであるのに対して、エンジェルDB利用料金の単価は5.49円 / 1検索である。エンジェルDB利用料金は、検索に係わる付加価値の付いた情報提供の料金であり、TDISの異動情報の場合は単にデータ提供であることを考えると非常に高い。すくなくとも、エンジェルDB利用料レベル以下であることが、TDISデータを利用して案内サービスを行う事業者にとって健全な経営を維持するために必須の条件であると考ええる。

この理由の説明と、前項の適切な負担割合を考慮した利用料金の低減を要求する。

(JMS)

のみに特化したシステムであるエンジェルDBとは、使用目的・システム構成・運用・需要等に大きな違いがあります。

仮にNTT地域会社の所有するエンジェルDBと同等の正確さをもつ番号案内データベースを他事業者が構築するために、既存のエンジェルDBを利用する場合は、全てのデータについてエンジェルDBを日々検索する工程を繰り返す必要があるのに対して、TDISを利用する場合は、異動データのみを継続的に取得するだけで、エンジェルDBと同等の正確さをもつ独自DBを構築することが可能となります。その結果、エンジェルDBの場合、利用の都度DBにアクセスする必要があったことと比較して、TDISの場合は、利用料金の多寡を左右するデータ取得数の大幅な削減が可能であると考えております。

従いまして、一番号当たりの料金額のみを捉えての単純な比較議論はできないことをご理解頂きたいと考えます。

なお、TDISサービス開始以後も、エンジェルDBの利用は従来どおり可能であり、TDISの使用を強制するものではありません。

(NTT西日本)

意見5 職業分類情報が提供されるべき。

今回のTDIS番号情報には、企業ユーザの職業分類情報は一切含まれていない。これは、NTT電話申込窓口でも一切企業ユーザの職業に関する情報の入手活動はしないように、TDIS導入後は事務手続きを変更されるものとする。

もし、企業ユーザの職業に関する情報の入手活動がなされたら、直ちに旧データ分も含めて、全企業の職業情報の無償提供をTDISに反映されるように担保して頂くことを要求する。

これに関連して、同一地域での同名義加入者などの識別に用

再意見5 職業分類情報は要望に応じて提供する方向で検討。

TDISでは職業分類情報については扱う仕様とはなっておりませんが、NTT電話申込窓口においても既に企業ユーザに対する職業分類の付与等のコンサルティング活動は行っておりません。

なお、そのような職業分類情報等については、タウンページデータベースで提供する等、ご要望に応じて提供する方向で検討し、具体的な提供方法については個別の協議により対応させていただきます。

考え方5

職業分類情報は平成2年より電子的にも公開されており、適正な手段と対価により提供される必要がある。

いる識別付記情報等、NTT窓口において取得し、加入者が公開に同意した情報については、それらを全てT D I S利用事業者に提供することも、合わせて担保して頂くことを要求する（JMS）

米国の提供されている、番号情報データベースには、掲載者名、電話番号、住所、の他「主職業分類」が付加されており、今後は我国のT D I Sの電話番号情報にも、是非とも「主職業分類」を付加していただきたいと希望しております。（サイネックス）

<参考>

なお、米国の状況について確認させていただきましたところ、職業分類提供を義務付けられている例はないものと認識しております。

なお、米国通信法第271条にLATA間通信に地域ベル会社が進出する場合の条件として、当該電気通信事業者が番号情報を提供することが義務付けられているようですが、そこでいう番号情報には職業分類は含まれていないと聞いております。第271条(c)(2)(B)(viii)

ベル系地域電話会社のLATA間通信サービス提供の際の「競合チェックリスト」の一環として、「他のキャリアの電話交換サービス顧客のためのホワイトページディレクトリリスティング」の提供を要求。

（NTT西日本）

意見6 網機能計画届出時の概算費用と今回の数値との違いはどうして生じたのか。

「指定電気通信設備の機能変更または追加に関する計画の設定届出書」（西相制第37号平成11年7月15日付）によると、番号情報DBの概算費用額は5.57億円となっている。今回の申請数値との対応をしてみると今回が随分と高額になっている。

理由と根拠の明確な説明を要求する。

（JMS）

再意見6 （説明）

網機能提供計画届出書における記載事項である「概算費用額」は、平成11年7月15日の届出時点における「届出人が、指定電気通信設備における機能の追加・変更に係る機能を利用するものとした場合に見込まれる指定電気通信設備の工事の費用の概算額」（電気通信事業法施行規則様式18注記より）を記載したものであり、指定電気通信設備に係る開発着手の200日前における見積もりベースの取得固定資産価額に基づき算定した概算額であること及び概算費用額算定においては原価算定規則（省令）に基づき、算定における比率等の諸数値については平成11年1月22日に郵政大臣に認可を受けた接続約款のもの（平成10年度接続会計ベース）を使用していることをご理解願います。

今回の番号情報データベース（T D I S）の接続約款認可申請にあたり、接続料の算定においては、T D I Sに係る取得固定資産価額の精査を行っていること、算定における比率等の諸数値は最新のもの（平成13年2月19日認可接続約款）を使用していることと、指定電気通信設備による役務提供に係る運営上の諸費用を計上していることにより、約2年前の算定額と差異が生じて

考え方6

再意見において所要の説明がなされている。

	<p>いるものと考えております。 (N T T 西日本)</p>	
<p>意見7 T D I Sの利用に伴い、 A N G E Lの接続料が低減されると理解。</p> <p>申請関連資料のT D I S導入後のイメージ図によるとA N G E LのDBもT D I Sからの番号情報を利用するようになると記されている。</p> <p>T D I Sからの番号情報の利用に伴い、次回の見直し後のA N G E Lへの接続料金は当然現状の接続料金より低減されると理解し、減額を要求する。 (J M S)</p>	<p>再意見7 T D I Sの利用に伴うコスト変動分はA N G E Lの接続料に反映される。</p> <p>T D I S導入後、A N G E LのDBについてはT D I Sから番号情報を取得するようになります。その際には今回申請しました番号情報データベース利用機能の料金見合いのコストが発生することとなります。</p> <p>A N G E Lの接続料金は実績コストに基づき算定しており、T D I Sからの番号情報の取得に伴うコスト変動分は、それを加味して算定することとなります。 (N T T 西日本)</p>	<p>考え方7</p> <p>再意見において所要の説明がなされている。</p>
<p>意見8 読み仮名や通称名も提供して欲しい。</p> <p><u>住所の通称名 掲載名及び掲載名読み仮名の付与</u> 補完情報としての住所関連情報は住所コード[※]によって提供されることになっているが、住所コード[※]の他に漢字/読みカナを提供して頂きたい。利用事業者において別の方法で入手可能な情報ではあるが、多くの事業者で共通に利用されることより効果があるので、供給元であるT D I Sからの提供を要求する。</p> <p>また、住所の通称名も読みカナは番号案内サービスで必要なので、提供を要求する。</p> <p>その土地で特有な読みをしているのが通称名であり、一般にその正しい読みカナが、ユーザの問い合わせに対応するために必須であるので、通称名にもあらかじめ漢字/読みカナを付与して提供を要求する。この読みカナは登録事業者が番号情報の掲載対象加入者から入手している情報であるので、T D I S経由での提供を要求する。 (J M S)</p>	<p>再意見8 仮名への変換は住所コードにより可能。通称名はT D I Sに登録されない。</p> <p>弊社はT D I S登録事業者がT D I Sに登録した住所コードをT D I S利用業者に提供いたします。T D I S利用事業者は、住所コードがあれば、そのデータを元にして漢字/読みカナに変換することが可能ですので、弊社から別途住所コード以外の情報を提供する予定はございません。</p> <p>また、通称名についてのご指摘について、以下のとおり、訂正させていただきます。T D I S登録事業者はT D I Sに通称名の登録を行っていないため、そもそもT D I Sには通称名データが格納されておらず、弊社から当該データを提供することはできない旨ご理解いただきますようお願いいたします。 (N T T 西日本)</p>	<p>考え方8</p> <p>再意見において所要の説明がなされている。</p>

意見9 初期投資回収後の料金改定を検討してほしい。

接続料について、見直しが検討されていますように、今回の番号情報データベースの利用料金に関しましても、公開された原価 24 億 9 千万円が大変高額との認識をしており、初期投資の回収後は、利用料金が安くなる改定を検討していただきたいと考えます。

(サイネックス)

案内事業者や電話帳事業者に不合理な負担を強いないように、また事業者間の公正競争条件が担保されるように、合理的で公平に、かつできるだけ早い時期に、接続料金を低減して頂き、1日も早く、事業者間で公正な競争が可能な条件を保証して頂くことを、強く要望する。

(JMS)

再意見9 TDISの料金はコストの実態に則して見直しをする。

TDISの料金額については、5年間の将来原価により算定しているため、今後5年間は特段の事情がない限り料金の変更は行わない考えですが、次回の料金再計算時以降においては、例えば減価償却の終了した資産応分の減価償却費を控除する等、コストの実態に則した適切な見直しを行う考えです。(NTT西日本)

考え方9

原価や需要の動向に照らして、必要に応じて接続料を改定していく必要がある。

意見10 POIの位置により、負担額は変わるはずではないか。

アクセスポイント(POI)について

今回の申請では、2つのPOIである、POI(1)とPOI(2)が設定されている。

そもそもPOI点は物理的/論理的(料金的)に明確に切り離しうる責任分界点として法律上定義されていると認識している。今回のTDIS利用料金の7.66円/番号は、POI(1)とPOI(2)に適用され、東/西NTT間の接続の場合も第二種通信事業者であるJMSの場合も同額の接続料である。

物理的なアクセスポイント(POI)の位置は異なっているにもかかわらず、同額の接続料である。さらに詳しく見ると、第二種通信事業者であるJMSの場合は、接続約款のDSUの端末側となっており、このDSUのコロケーション料金とDSU使用料金を負担することになる。したがって、POIの位置

再意見10 TDISの接続料の適用範囲はPOIの位置によって変わらない。

POIの位置については接続形態により異なることとなりますが、番号情報データベース登録・利用機能については、POI(1)とPOI(2)とも料金の適用範囲は同じであり、接続料も同額となっております。TDISに接続する方法については、下記に例示しており、POI(1)での接続の場合は、DSU(ONU)までを事業者に準備いただくこととなりますが、第二種電気通信事業者のみ適用するものではなく、第一種電気通信事業者の場合も同様の扱いとなり、不公平というご指摘にはあたらないものと考えます。

考え方10

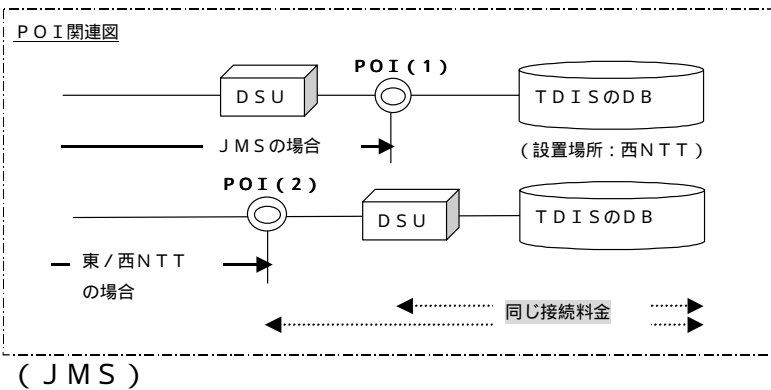
再意見において所要の説明がなされている。

なお、NTT東日本の電気通信設備との接続は請求により可能であることは言うまでもない。

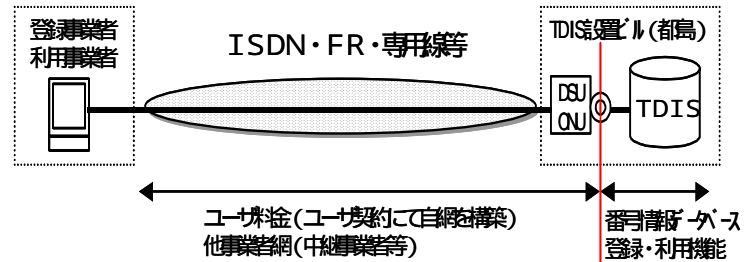
が異なっているにもかかわらず料金額が同一なのは納得がいかない。この料金設定条件は不公平感が強く、不利益を被るのでは非とも善処を要求する。

今回の設定では、T D I Sセンターが西N T Tにあるため、西N T Tへの接続となっている。しかしながら、別会社である東N T Tにも接続義務は発生するため、東N T Tと接続を行うことを認めるべきである。東N T Tは他事業者との接続点を設けるべきであり、その際西N T Tに業務委託を行っていたとしても、東西間伝送路関連費用はN T Tが負担することを要求する。

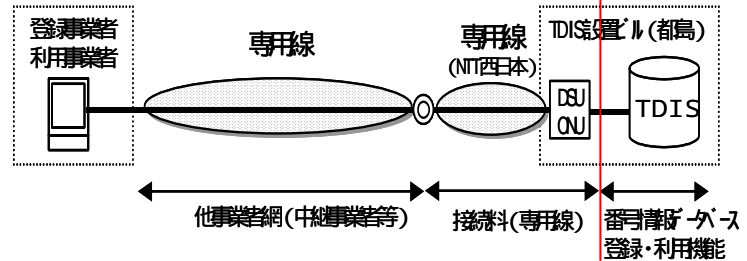
下記のP O I関連図を参照願います。



POI(1)



POI(2)



(N T T 西日本)

T D I Sへの接続において、接続P O Iまでの設備については事業者で準備いただくこととなりますが、その調達方法は事業者で決定しているものと考えております。J M S様もN T T東日本様もT D I S利用事業者として同様であり、設備の準備についてもそれぞれ用意いただくことになると考えております。

また、弊社と標準的な接続箇所以外にP O Iを設置する他、技術的に可能であれば標準的な接続箇所以外の箇所にP O Iを設置することも可能であります。この場合、P O Iの位置は事業者間の協議等により決定されるものと考えます。

なお、接続P O Iまでの設備にかかるコストについては、番号情報データベース登録・利用機能には含まれていないことを申し添えます。

(N T T 西日本)

意見 11 「照会」について説明をお願いします。

再意見 11 (説明)

考え方 11

<p>「照会」事業者からの番号情報データの照会機能について、何を照会できるのか？ 端末のリモート設置は利用事業者にも可能か？ 使用料金は無料と考えますが如何？ についての説明をお願いする。</p> <p>また、一括利用及び異動利用の接続料の各々に、照会機能の費用に相当する約5%分が含まれているが、実際に照会機能を利用しない事業者にはその部分の料金が還付されるのか否か、についても回答を頂きたい。</p> <p>還付されないのであれば、利用料金から分離して、別建ての照会料金とする案を検討して頂きたい。 (J M S)</p>	<p>照会機能は、登録側・利用側を問わず T D I S 内に登録されている個々のデータ内容の現状に関する問合せに対応する機能として開発しております。</p> <p>番号情報データの照会に際しては、照会元事業者の本人性の確認及び照会対象データが当該事業者の登録又は利用に係るデータであるか等、プライバシー保護を重視した運用を実施する必要があることから、その対応は T D I S センタで一元的に行います。従って、照会用端末のリモート設置を実施する考えはありません。</p> <p>また、照会機能に係る業務については T D I S データの登録・利用に際して附带的に発生する業務であることから、T D I S 料金に織り込み、登録事業者、利用事業者の別なく T D I S をご利用頂く全事業者で負担頂くのが適当であると考えており、当該機能の利用が無い場合の当該機能相当費用の還付は考えておりません。</p> <p>なお、弊社の番号案内、電話帳発行に係る事業経験から、照会業務の主たる発生原因がクレームによることが想定されますが、クレームを受けた事業者が T D I S センタに照会を請求し、その事業者に別建て料金を請求することは、クレームの有責事業者の特定なくして請求者負担とすることになり、公平性を欠くものと考えます。また、有責事業者へその負担を求めるとした場合には、時間や稼働が必要になるとともに、有責事業者が特定されない場合も想定されます。このような混乱を避けるため、T D I S を登録・利用する事業者全体で当該コストを負担することには一定の合理性があると考えます。なお、サービス開始前において、照会に係る需要を予測して、単金化することは困難であることから当該業務についての別建て料金を設定することは現実的でないものと考えております。 (N T T 西日本)</p>	<p>再意見において所要の説明がなされている。</p>
<p>意見 12 サービス品質の保証値を定義して欲しい。</p> <p>サービス品質(レスポンス時間、異動更新間隔など)についての保証値を明確に定義して頂きたい。 (J M S)</p>	<p>再意見 12 情報提供のタイミングは明示が困難。</p> <p>抽出した情報を利用事業者様に提供可能とするタイミングは、抽出・提供される情報量により左右されるため、客観的に明示することは困難です。</p>	<p>考え方 12</p> <p>運用の中で蓄積されるデータ等により、品質について明示されていくことが望ま</p>

	<p>なお、運用の実際に当たっては個別の利用事業者の利用形態等を勘案し、協議の中で個別に対応させていただきたいと考えております。 (N T T 西日本)</p>	<p>しい。</p>
<p>意見 13 N T T と他の事業者で同時にサービス開始されることを願います。</p> <p>N T T のみがサービス提供を早く受けるということではなく、これから申し込みをする利用事業者にも同時期サービス開始を条件に願います。 (J M S)</p>	<p>再意見 13 他社に不利にならないこととしているが、接続協定締結時期により利用開始時期が前後する可能性がある。</p> <p>弊社は、弊社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との相互接続に係る接続料及び接続の条件について接続約款を規定しておりますがその接続の条件は、弊社が、弊社の指定電気通信設備に弊社の電気通信設備を接続する場合の条件と比較して不利なものでないことを明確に定めており（接続約款第 1 条第 1 項参照）接続約款が認可され発効するまでに、弊社のみが T D I S を利用することはありませんし、特定の事業者だけが T D I S を利用することはありません。</p> <p>また、具体的にご要望いただければ、接続約款の認可・発効後速やかにサービス開始いただけるよう、あらかじめ事前調査等の所要の手続きを進めさせていただきたいと考えております。</p> <p>ただし、T D I S の利用に関しては、他事業者から接続要望をいただき、上記の所要の手続きを経て相互接続協定を締結した後に、順次接続を開始することになるため、弊社の T D I S 利用開始時期と T D I S 利用事業者の利用開始時期との同期を確保するためには、全ての利用事業者の接続開始時期を一致させる必要があり、そのような制限を課すことは、各事業者のご要望に応じた相互接続を推進する観点から非現実的であると考えております。 (N T T 西日本)</p>	<p>考え方 13</p> <p>接続協定締結に要する期間等によるやむを得ない場合を除き、T D I S による情報の提供は N T T 内外無差別に同様の時期になされる必要がある。</p>
<p>意見 14 非契約事業者の番号情報利用には法的措置が講じられるべき。</p>	<p>再意見 14 接続約款では指定設備を利用しない事業者については規定できない。</p>	<p>考え方 14</p>

<p>今回の番号情報利用契約に関し、契約事業者がコスト負担により不利となることも想定されますので、非契約事業者に対して、法的措置を講じて頂きたいと考えます。 (サイネックス)</p>	<p>認可申請中の接続約款は、弊社電気通信設備への相互接続に係る事項について規定したものであり、弊社電気通信設備を利用をされない事業者に係る権利義務までを規定すべきものではないことをご理解願います。 (NTT西日本)</p>	<p>T D I S 外からの番号の取得と利用は個人情報保護及び知的財産権の双方の面から問題になり得る。</p>
<div data-bbox="120 403 875 480" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>意見 15 利用契約者について適正・不適正の判断基準を明確にして欲しい。</p> </div> <p>今回の利用契約者に関して、NTT西日本が適正かどうかの審査を行うこととされていますが、適正と不適正の判断の基準を明確にしたいと考えます。 (サイネックス)</p>	<div data-bbox="963 403 1711 480" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>再意見 15 接続約款第9 4 条の3 第1 項に規定。</p> </div> <p>当社がT D I S 利用事業者を審査するにあたっての条件については、認可申請中の接続約款第9 4 条の3 第1 項に規定しており、本項に該当しているかどうか及び該当する恐れがあるかどうかにより確認させていただきます。</p> <p><参考> (番号情報データベース利用) 第9 4 条の3 第1 項 当社は、協定事業者(協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者を含みます。以下この条において同じとします。)から請求があったときは、次の各号の場合を除き、当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を電気通信回線設備による接続又は磁気媒体により提供します。</p> <p>(1) その協定事業者が料金表第1 表第1 (網使用料) 2 - 8 (番号案内機能等) 第5 欄に規定する網使用料の支払いを怠り、又は怠る恐れがある場合。</p> <p>(2) その協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守せず又は遵守しないおそれがある場合</p> <p>ア 協定事業者が契約者の番号情報の提供を受けた場合、料金表第1 表第1 (網使用料) 2 - 8 (番号案内機能等) 第5 欄イ欄の機能を利用する場限ります。)には、協定事業者のデータベース(電氣的なデータベース以外のデータベースを含みます。)を遅滞なく修正すること。</p> <p>イ 番号情報データベース登録事業者の契約者の権利利益を不当に害しないこと(5 0 音別電話帳の掲載事項を電磁的記録その他の方法により調整したものを提供する場合にあっては、5 0</p>	<p>考え方 15</p> <p>再意見において所要の説明がなされている。</p>

	<p>音別電話帳と同等の態様（逆検索機能（契約者の氏名又は名称（契約者回線の終端のある場所等を指定する場合を含みます。以下この条において同じとします。）を指定して契約者回線番号等を検索する以外の検索機能をいいます。）及びダウンロード機能（具体的な契約者の氏名又は名称を指定することなく契約者回線番号等を抽出することをいいます。）を利用できないよう技術的な必要な措置が講じられていること等を含みます。）</p> <p>ウ 協定事業者が、自ら（他社に業務を委託する場合を含みます。）電話帳掲載又は番号案内を行う目的のためだけに番号情報データベースに登録された番号情報を利用すること。</p> <p>エ 前条第1項第2号ウにより、契約者の番号情報が、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースに登録されているときは、協定事業者は、番号の案内を行う目的のためだけに、当該番号情報を利用すること。</p> <p>オ その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること（NTT西日本）</p>	
<p>意見 16 接続約款に利用事業者と登録事業者の責任関係を規定すべき。</p> <p>（1）接続約款変更案では、利用事業者と登録事業者の責任関係については規定されておられません。従って、登録事業者である弊社が、弊社ユーザの番号情報を利用する利用事業者との間の責任関係を事前に規定しようとする場合には、NTT西日本殿から利用事業者名の通知を受け、個別契約を締結することになるものと考えております。</p> <p>（2）しかし、契約締結に関する明確な規定がないことから、利用事業者が個別契約の締結に応じない場合でも、弊社ユーザの番号情報が利用される懸念があります。</p> <p>（3）また、利用事業者においても、予め登録事業者との間の責任関係を規定しておきたいというニーズは存在すると思われまます。</p> <p>（4）以上のことから、下記のような規定を接続約款に盛り込んで頂くよう要望いたします。</p>	<p>再意見 16 接続約款では他事業者間の契約関係に影響を及ぼすことは困難。</p> <p>弊社の接続約款は、弊社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との相互接続に係る接続料及び接続の条件について規定するものであり（事業法第38条の2及び接続約款第1条第1項参照）弊社と接続する個々の他事業者との相互接続協定の内容そのものです。</p> <p>従って、ご要望されるような規定を、弊社の接続約款に盛り込んだとしても、接続約款とは別にあらかじめ他事業者間で特段の定めをしていない限り、接続約款の規定をもって他事業者間の契約関係に影響を及ぼすことは困難と考えております。</p> <p>ご要望されるような他事業者間の責任関係に係る規定については、当該他事業者の間で締結される契約において規定されるべきものと考えております。</p> <p>（NTT西日本）</p>	<p>考え方 16</p> <p>番号登録事業者と利用事業者との間の責任関係について取り極められるべき事項があるかどうか不明であるが、意見にあるように「利用事業者においても、予め登録事業者との間の責任関係を規定しておきたいというニーズは存在」するのであれば、両者間で取極をすればよく、指定電気通信設備設置事業者と接続事業者との関係を規定する接続約款において規定を設ける必要性が不</p>

<p>利用事業者が、第94条の3(2)ア～オに掲げる事項を遵守しなかったことにより発生した事象については、登録事業者の責めに帰すべき事由がない限り、利用事業者の責任により対応することとする</p> <p>登録事業者が、第94条の2(2)ア～オに掲げる事項を遵守しなかったことにより発生した事象については、利用事業者の責めに帰すべき事由がない限り、登録事業者の責任により対応することとする</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p>		<p>明である。</p>
<p>意見 17 番号を割り当てられた者自身がT D I Sへの登録作業を行えないのは問題。</p> <p>第1に、今回申請の内容では、番号情報データベースへの登録作業を、その番号が割り当てられた者自身が行えないことが挙げられる。番号情報データベースへの登録は、現時点でNTTグループ企業が発行する電話帳もしくは、NTTグループ企業が提供する番号案内において掲載・案内されることを希望するものの番号が対象となる。この場合において、現行運用では、電話帳記載名については、電話契約者の実名でなくても登録されるが、事実上、電話帳記載名の変更は非常に困難である。また、電話契約者名を個人名以外にした場合、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社とは「事務用電話」としての契約になる場合があり、その場合は、非営利であっても、住宅用電話契約よりも割高な基本料金を支払うことになる。従って、現行制度のまま、今回申請した内容が認可された場合、利用者の事情で記載名を変更したい場合であっても、迅速な対応は望めないことになる。今般、いわゆるストーキングによる被害が大きな社会問題となりつつある中で、個人が取り得るべき自衛の選択肢は、可能な限り広く用意することが望ましい。</p> <p>IT化の急激な進歩・普及により、自らの情報の、番号情報データベースへの登録作業は決して困難なことではない。先に東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社が認可申請を行ない、間もなくサービス提供を行う予定である「Lモード」を、幅広く活用させる意味でも、自身の情報の番号情報データ</p>	<p>再意見 17 ユーザ自身による登録変更等には本人性確認等のための困難が生じる。</p> <p>ユーザ自身によるT D I Sに登録された番号情報の変更を可能にするためには、他人による不正な情報検索、変更等を規制するための措置を講じたり、本人性を確認するための情報をT D I Sにおいて管理する必要が生じ、そのためのコストも必要になるため、結果的にT D I Sの利用が促進されず、番号情報ビジネスの発展を阻害することになりかねません。</p> <p>なお、認可申請中の接続約款において、「登録事業者は、その契約者から契約者の番号情報を変更するよう請求された場合には、遅滞なく、T D I Sに登録された番号情報を変更しなければならない。」旨規定されていることから、ユーザ自身が契約事業者にT D I Sに登録された番号情報を変更するよう請求すれば、T D I Sに登録された番号情報を遅滞なく変更することが可能です。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>考え方 17</p> <p>電話加入者による情報内容の変更は、番号登録事業者を通じて行うことが可能である。</p>

ベースへの登録については、無料で提供させるべきである。
(東)

意見 18 T D I S 導入により番号案内料が高騰する。

第2に、登録および利用料から勘案される、エンドユーザーの番号案内料は、極めて少なく見積もっても現行エンジェルラインを利用した1件15円(実際には通話料も課金されるため25円を請求される)よりも明らかに高騰化することである。

私が前回の請願書において提示した、高齢の「情報弱者」に対する、番号案内料の負担軽減について、今回は直接の申請はなされていないが、番号案内料に高齢「情報弱者」に配慮した料金負担を上乗せした場合、「情報強者」であっても、その負担額は計り知れないものになる。

前回請願書作成時に日本電信電話株式会社に照会したところによれば、N T T 1 0 4 番を利用して番号案内を受ける際の平均所要時間は1件当たり40秒であるのに対し、エンジェルラインを用いた場合は123秒を要する。エンジェルラインはT T Y無手順によるテキストベースの検索サービスであり、家庭用汎用パソコンを用いても、インターネット以上に操作が困難であることは明らかである。操作性に問題があり、検索時間が掛かり、その結果該当なしであっても課金されることを考えれば、高齢「情報弱者」ならずとも、必要に迫られたときにN T T 1 0 4 番を選択することは容易に推測できる。このことは、日本電信電話株式会社が、この認可申請の狙いのひとつであった、番号案内の自動化を推進し、もって人件費の抑制に資する目的に相反した結果である。日本電信電話株式会社は、同認可申請の際、パソコン端末を保有しない契約者に向けたサービスとして「あんないジョーズ」サービスをスタートさせ、公衆電話にその操作早見表を貼付したが、今日設置されている公衆電話機の周辺に、果たしてどの程度早見表が貼付されているか、町中を歩けば明らかである。日本電信電話株式会社は同サービスに際して、その利便性を何ら検証することなく見切り発車を行ない、その運用結果に基づく利便性向上の努力さえも果

再意見 18 番号案内事業者のユーザ料金に変動がないよう努めていく。

T D I S 導入により、番号案内において使用する番号情報の取得方法及びコスト構造に変化が生じますが、弊社の番号案内事業については、今後とも一層の業務の効率化を図ることによってユーザ料金に変動を与えないよう努めていく考えです
(N T T 西日本)

考え方 18

費用削減や需要喚起により、番号案内料金が高騰することのないよう努められる必要がある。

たしてはいないのである。町中で、電話番号を知る必要がありながら「あんないジョーズ」の操作に不慣れな利用者は、NTT104番を利用するほかはないのである。これらの状況により、人件費が抑制されなかったがゆえの今回の利用料などの創設であるならば、顧客としては、まったく承服できかねる内容である。本認可申請の審議に際して、前回認可の結果の運用実績について、西日本電信電話株式会社に対しデータの提供を求め、それを十分に検討した上で、今回の認可申請についての意志決定をされることを、特に希望する。

(東)

意見 19 発信者逆検索機能はストーキング対策に必須。

第3に個人情報保護に関する事項についてであるが、当の西日本電信電話株式会社の社員から個人情報の漏洩が出るなど、既に実効性がないことが明白な事項について、その内容の改善策を提示することなく記載されているのは、単に同認可申請が多少なりとも容易に認可されるようにするための「糖衣」に過ぎないのは明らかである。また、同事項が本当にきっちり守られるのであれば、利用者にとっての利用価値は半減する。それゆえ、同事項に反する内容のサービスが現在提供され、それに利用されることが容易に推測されながら、NTTグループ企業社員が個人情報漏洩事件を起こすのである。

「ナンバーディスプレイ」サービスの提供に際しても、これと同様の文言がつけられ、同サービスを通じて得た番号情報を利用するに当たっては、そのガイドラインを順守することが求められた。それを担保するための一つの制度として、財団法人日本データ通信協会への個人情報保護登録制度がある。しかし、現在において、電気通信事業者以外の、この制度に登録している事業者が存在しないことが、このガイドラインが有名無実化している何よりもの証である。

一方で、先にも述べたようなストーキング被害をはじめとする迷惑電話対策として、ナンバーディスプレイサービスが有効に機能するためには、電話番号からの発信者逆検索機能は必須条件である。いわゆるストーカーにとって、相手に攻撃を掛け

考え方 19

発信者逆検索機能は、現時点ではプライバシー保護の観点からその実現には慎重であるべきと考えられる。

るためであれば、電話番号を複数個保有する、もしくは頻繁に変更することは、何ら苦痛とはならない。それゆえ、現在、東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社の提供する「迷惑電話おことわりサービス」のように、一度は電話に出て、相手を確かめなくては、サービスの提供を受けられないサービスは、根本において迷惑電話の対策にはならないのである。なおかつ、今日の電気通信事業者が増え、その中には、電話番号情報を提供しないネットワーク仕様を持つ事業者もあり、これらの事業者ネットワークを利用した迷惑電話には、まったく無力である。いくらストーカー防止法が施行され、従前に比べては早く司法当局の介入が受けられるようになったとは言え、ある程度以上の被害を受けなければ司法当局は動かない。また、元来通信の秘密は、憲法レベルで保障されたものであるから、その意味でも迷惑電話についても、可能な限り当事者同士の間だけで解決されることが好ましいのはいうまでもない。そのための最低限の自衛策として、発信者逆検索機能は当然のニーズであり、現実に逆検索機能のサービスを提供している事業者がいる現状では、実効性のないガイドラインを振りかざすことで、そうしたサービスが地下にもぐりこむよりも、実際に守らせることができる契約を交わし、そのサービス内容を正確に把握したうえで、必要な際に改善要求を出せるようにすることの方が現実的であろう。そもそも、発信者逆検索機能は、先述のための利用という非生産的事例のためのみに使われるものではなく、むしろ、同サービス提供に当たって日本電信電話株式会社が提案したように、発信者逆検索機能と電子地図帳や顧客管理ソフトといったものと統合することにより、さまざまなビジネスもしくは医療・介護サービスといった準公的サービスにおいて、顧客満足度を高める大きなアイテムである。日本データ通信協会に登録がないだけであって、実際にそのように利用する事業所は少なくない。今後、特に高齢の一人暮らし世帯が増えるであろう時期において、これらのサービスを活用することにより、高齢者にとってよりよいサービスを提供する事業も現れるであろう。そうしたニーズをも、何も閉ざす必要はないのである。

(東)

意見 20 番号付与において、NTTグループが多く既得権を持っている。

先般より西日本電信電話株式会社において「0800」から始まるサービスが提供されている。しかし、同番号の頭3桁の「080」は、契約者数が急増し、電話番号の割り当てに余裕がなくなりつつある携帯電話に対して割り当てられることを、前郵政省が検討していたのではなかったか。そうした流れがあったにもかかわらず西日本電信電話株式会社が未決定であったことを理由に、先取して利用を始めることは、電気通信事業者間の公平公正なる競争を阻害するものであると考える。本年5月よりマイライン制度が実施されたが、マイラインの適用を受けない電話番号が、事業者識別番号のダイヤルを必須としている他事業者に比べて不当に有利な形でNTTグループ企業が利用することに、危惧を抱かざるを得ない。例えば、西日本電信電話株式会社とNTTコミュニケーションズ株式会社双方にまたがる内容の一般的な問い合わせは、116番でまず受けることが可能である。

しかし、創業以来、多数社が統合して今日に至っているNCC事業者、とりわけKDDI株式会社においては、旧第二電電サービス、旧国際電信電話サービス、旧日本高速通信サービス、旧日本移動通信・DDIセルラーグループサービスそれぞれで、最初に問い合わせる窓口が異なっている。同社内での早期の一本化調整も大いに求められるべきであるが、それが解決されても、事業者識別番号+116番でKDDI株式会社の問い合わせ窓口へ接続されることは、現時点では起こり得ない。なぜならば、116番はNTTグループの窓口電話番号として確保されており、知名度の高いこの番号をNTTグループ企業が無条件で解放することに応じないであろうからである。同様に、1XY系の電話番号の多くは歴史的に棚ぼたの形でNTTグループ企業が接続権を得ており、これらについても、他事業者に対して解放されるとは考えにくい。

だが、いくらマイラインで、NTTグループ企業とNCC各社が同じスタート台に立ったかに見えても、1XY系電話番号において、NTTグループが多数の接続権を持ち、NCC各社が自社問い合わせ窓口へアクセスしてもらうのに4桁以上の

考え方 20

番号行政は今後共事業者間で公平性を失うことがないように進めていく必要がある。

ダイヤルを求めざるを得ない現状では、依然圧倒的に不利な立場にあることは明らかである。1XY系電話番号は緊急通報用の110番、119番、118番を除いてNTTグループから解放し、NCC各社が特に拒まない場合は、事業者識別番号+1XYで、NTTと同様内容のサービス窓口に接続できるようにするとともに、NTTグループ各社に対しても、事業者識別番号のダイヤルを求めるようにする必要がある。

旧電信電話公社時代から得た電話番号の知名度をそのまま引き継いでいるNTTグループ各社に対して、NCC各社は、文字通りゼロから今日に至ったのである。とりわけ、その過程において、複数社との合併を要した事業者は、その時点でまたゼロにもどったといってもよい。その理由の中には、将来の需要予測を大幅に誤り、行政が全国展開を阻んだがゆえに、既に事実上全国展開のサービスが可能であった現NTTドコモと大幅なるハンディキャップを背負ってのものもある。今後、ますます増大するであろう電話番号のニーズに対応する21世紀の電気通信行政において、間違っても行政判断の誤りが事業拡大の機会を遅らせ、もしくは逸させることのないよう、利用者として、また、他の電気通信サービスに付加する形でサービスを提供している一事業者として、賢明なる判断を求めたい。
(東)

再意見 21 個人情報のオープン化について検討が必要。

現在、電話帳掲載と電話番号案内の利用目的が限定されているT D I S登録の番号情報について、今後、Lモードなど固定系のブラウザフォン・サービスが普及に際し、適切なルールの基に個人情報の提供又は利用が可能となるようオープン化について検討すべきでものと考えます。

今後、Lモードなど固定系のブラウザフォン・サービスが普及していく過程で、現在、急速な普及を遂げる中、個人情報の取扱いについて先例となりつつある移動系のブラウザフォン・サービスと同様に、固定系T D I Sに登録されている個人情報も、サービス・プロバイダ、特にコンテンツ系事業者がさまざまな高付加価値サービスを開発・提供していくうえで、有用な

考え方 21

個人情報の今後のオープン化については、当審議会の答申草案「IT時代の接続ルールの在り方について」において述べられているとおり、今後総務省において検討していく必要がある。

情報になり得るものと考えられるからであります。

さらに、電気通信事業法の規定上、公開できない情報も存在すると思われませんが、T D I S 情報の基盤となる電話公衆網の加入者情報（又は電話番号情報）は、現在も公共財産的な性格を持っており、インターネット時代の新世代サービスにおいても引き続き重要な基本情報であることから、現ガイドラインの見直しなどを含め、プライバシー保護や公正競争条件の確保といった観点を十分に踏まえ、新たな時代の公衆網の利用形態に配慮した「個人情報の取扱いルール」について早急に整備を図ることが必要と考えます。

また、経済的効果の面からも、適切な情報だけを適切なルールに基づいてオープン化していくことが、縮小傾向にある固定電話系サービスの新たな市場活性化につながるものと考えからであります。

しかしながら、T D I S 上の個人情報に関し、提供対象を無制限に広げるのは危険との考え方もあることから、公開可否の審査基準については公正・中立な立場から評価する取組みが重要であるので、事業者とは利害関係のない第三者的審査機能や啓蒙活動を行う評価機関の設立なども必要と考えます。

（テレサ協）